

固定資産税の課税誤りについて

1 概要

家屋の固定資産税 2 件、2 棟の課税内容に誤りがありました。納め過ぎになった過去 20 年分の税金と還付加算金合わせて約 4, 598 万円を還付します。

2 経緯

昨年 12 月、家屋の所有者から申し出があり課税内容を調査した結果、誤りが判明しました。この誤りを受けて、課税課内部で同様の物件を点検したところ、さらに 1 件の誤りが発見されました。

3 誤りの内容

- ・ 1 件目（平成 4 年度から課税）

①課税台帳に登録する際に、家屋の主体構造が鉄骨造であるにもかかわらず、鉄筋コンクリート造として誤って登録し、課税していたものです。耐用年数の長い鉄筋コンクリート造の方が、経過年数に応じた減価のスピードが緩やかになるため、相対的に評価額は高くなります。

②家屋と一体的な構造の給排水設備や空調設備、エレベーターなどは、家屋の一部として評価しますが、同一の設備について償却資産としても申告があったのを見落としのため、家屋と償却資産の両方で二重に課税していたものです。

- ・ 2 件目（平成 3 年度から課税）

上記 1 件目の①と同じ内容です。

4 還付の詳細

平成 9 年度から平成 28 年度までの過去 20 年分の固定資産税（1 件については都市計画税を含む。）の過納額 3, 259 万円、還付加算金 1, 339 万円、合わせて約 4, 598 万円を還付します。

2 件とも過去 20 年を超えて納め過ぎになっている部分がありますが、地方税法及び那須塩原市過誤納返還金交付規則の規定により、還付の遡及年数は 20 年が上限となります。

5 今後の手続き

2 件とも、所有者には説明と謝罪を済ませました。所要の額を計上した追加補正予算案を今議会に提出し、議決になり次第、速やかに還付の手続きを取ります。

6 再発防止策

- ・ 課税台帳に登録する際には、複数の職員によるチェックを徹底します。
- ・ 償却資産の申告内容をよく精査し、家屋評価に含まれる可能性のある資産については、所有者に確認することを徹底するとともに、所有者にも申告する際には気を付けてもらえるよう、注意喚起の文書を送付するなどの対策を講じます。

※税情報であるため、固有名詞の公表は控えさせていただきます。ご了承ください。